

社会福祉法人 豊寿会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員が、その能力を十分に発揮できるようにする為次のように、行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日迄の3年間

2. 内 容

目標1 産前産後・育児休業に関する規則制度の周知や情報提供を実施する。

(対策) 令和4年4月～本人からの個別相談にて対応し、男性も育児休業を取得できることを全職員に周知する。

目標2 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度利用の周知を図る。

(対策) 令和4年4月～各部署の職長から本人に取得を進める。(事業所単位)

目標3 所定時間外労働を制限する為、業務内容の見直しを検討する。

(対策) 令和4年4月～現状を把握し、業務の改善内容を検討し、効率化を図り仕事のやり方を見直し、残業時間の削減を図る。

目標4 年次有給休暇の取得促進を図る。

(対策) 令和4年4月～積極的に休暇取得が消化できる環境作りをする。各事業所において、年次有給休暇の取得計画を策定する。